岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)の利用を促進し、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童及び者(以下「重症心身障がい児等」という。)の居宅生活を支援し、もって重症心身障がい児等とその家族の福祉の向上を図るために交付する岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(重症心身障がい児等)

第2条 この要綱において「重症心身障がい児等」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者(知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち18歳以上である者並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者のうち、法における支給決定において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「障害福祉サービス算定基準」という。)別表第5の1注1(2)(一)に規定する重症心身障害者又は第7の1注5に規定する重症心身障害児に該当すると認められた者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、短期入所を実施している県内指定短期入所事業所(医療法(昭和23年法律第205号)に基づく病院及び診療所を除く。)の設置者のうち、愛知県重症心身障

害児・者短期入所利用支援事業実施要綱(平成20年4月1日施行。 以下「県要綱」という。)第7条の規定に基づき愛知県知事が指定 した者とする。

(補助対象経費等)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助基準額及び補助金の額は、別表のとおりとする。 (申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、岩倉市重症心身障がい 児・者短期入所利用支援事業費補助金交付申請書(様式第1)に必 要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2)により当該申請を行った者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、 補助金の交付の決定に際して、条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第7条 第5条の申請をした者は、その申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(変更申請の手続)

- 第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。) は、補助金の申請の内容を変更する場合は、岩倉市重症心身障がい 児・者短期入所利用支援事業費補助金補助事業変更承認申請書(様 式第3)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (変更決定通知)
- 第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を 審査し、適当と認めるときは、第6条の規定により決定した交付決 定の内容を変更し、岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援 事業費補助金変更決定通知書(様式第4)により当該変更申請をし た補助事業者に通知するものとする。

(中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助金に係る短期入所の実施を中止し、 又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなけれ ばならない。

(実績報告)

- 第11条 補助金に係る短期入所の実施が完了した補助事業者は、岩 倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金実績報告 書(様式第5。以下「実績報告書」という。)に必要な書類を添え て、市長に提出しなければならない。
- 2 実績報告書の提出期限は、補助金に係る短期入所の実施が完了した日(補助金に係る短期入所の実施を中止し、又は廃止したときは、当該中止し、又は廃止した日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。(交付額の確定)
- 第12条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金確定通知書(様式第6)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して20日以内に、岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金交付請求書(様式第7)を市長に提出するものとする。ただし、当該請求書は、交付の決定を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。
- 2 市長は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 愛知県の指導監査等の結果、改善措置命令が発せられたとき。
  - (2) 法令又は法令に基づいて行う行政庁の処分若しくは定款に違反したとき。

- (3) その他法人又は施設の運営が著しく適性を欠いているとき。 (帳簿等の備付け)
- 第15条 補助事業者は、補助金に関する帳簿を備え、補助金に係る 短期入所の実施に要した経費の収支を記載するとともに、その内容 を証する書類を整備し、及び保管しなければならない。
- 2 前項の帳簿、書類等は、補助金に係る短期入所の実施の完了後5年間保管しておかなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4 月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月 1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

# 別表(第4条関係)

補助対象経費	県要綱第7条の規定に基づき愛知県知事の指定を受け
	た事業者が、岩倉市内に住所を有する重症心身障がい
	児等の短期入所を実施するために必要な経費。ただし、
	1回の利用につき7日以内とする。
補助基準額	短期入所のみを利用した場合 1日につき1,000円
	(障害福祉サービス算定基準別表第7の1イに規定す
	る福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅲ)又は福祉
	型強化短期入所サービス費 (I)、(III)を算定)
補助金の額	補助対象経費の支出済額から寄付金その他の収入の額
	を控除した額と補助基準額に利用日数を乗じて算出し
	た額のいずれか低い額

岩倉市長殿

法人の所在地 法人の名称 代表者職氏名

岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金 交付申請書

このことについて、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添え て申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 補助金所要額調書(別紙1)
  - (2) 事業計画書(別紙2)
  - (3) 歳入歳出予算書(抄本)
  - (4) その他参考となる資料

# 補助金所要額調書

糸	輔助対象 圣費の支 出予定額	寄附金そ の他の収 入額	差引額	補助基準額	CとDを比較して 少ない方の額 (補助基本額)	補助金所要額	
	A	В	C (A-B)	D	Е	F (E×補助率)	備考
	田	円	円	円	円	円	

## 事業計画書

法人名

- 1 利用日数見込み
  - (1) 短期入所のみを利用した場合 延べ 日

2 利用見込み対象者

人

 第
 号

 年
 月

 日

様

岩倉市長 印

岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金 交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、岩倉市 重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱第6条の規 定により、次のとおり通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 却下理由

岩倉市長 殿

法人の所在地 法人の名称 代表者職氏名

岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金 補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更申請額 金 円
- 2 変更理由
- 3 添付書類
  - (1) 補助金所要額調書(変更)(別紙1)
  - (2) 事業変更計画書(別紙2)
  - (3) 歳入歳出予算書(抄本)
  - (4) その他参考となる資料

法人名
-----

# 補助金所要額調書 (変更)

補助対	寄附金			CとDを比較し				
象経費	その他			て少ない方の			変更交付	
の支出	の収入	差引額	補助基	額	補助金所要額	既交付	申請額	
予定額	額		準額	(補助基本額)		決定額		
		С			F		Н	備
A	В	(A — B)	D	Е	(E×補助率)	G	(F-G)	考
円	円	円	円	円	円	円	円	

## 事業変更計画書

法人名		
-----	--	--

- 1 利用日数見込み
  - (1) 短期入所のみを利用した場合

当初申請日数		変更申請日数		増・減(△)		
延べ	日	延べ	日	延べ	日	

## 2 利用見込み対象者

当初人員	変更人員	増・減(△)人員
人	人	人

 第
 号

 年
 月

 日

様

岩倉市長 印

岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金 変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した 年度岩倉市重症心 身障がい児・者短期入所支援事業費補助金の交付決定の内容を、次のとお り変更します。

1 変更決定額

円

岩 倉 市 長 殿

法人の所在地 法人の名称 代表者職氏名

岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金 実績報告書

下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績調書(別紙1)
- 2 歳入歳出決算(見込)書(抄本)
- 3 その他参考となる資料

#### 岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業実績調書

Ħ.	鈭	所名	
#∸	*	ᄞᄼ	

(利用回ごとに記入すること。)

	開始日	終了日	利用日数		
利用者※	(年月日)	(年月日)	合計	短期入所のみ	備考
				を利用	

※利用者欄は、同一人物を同一符号(イニシャル、番号等)で記載すること。 行は必要に応じ増やすこと。

#### 2 利用期間別状況

区分	利用回数	利用日数
0 泊 1 日		
1 泊 2 日		
2 泊 3 日		
3 泊 4 日		
4 泊 5 日		
5 泊 6 日		
6 泊 7 日		
合計		

#### 3 利用実人員数 人

 第
 号

 年
 月

 日

様

岩倉市長 印

岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金 確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった岩倉市重症心身障がい 児・者短期入所利用支援事業費補助金については、次のとおり補助金の 額を確定したので通知します。

- 1 事業所名
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金交付確定額

岩倉市長 殿

法人の所在地 法人の名称 代表者職氏名

岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業費補助金 交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先
  - (1) 金融機関名 支店名
  - (2) 科 目 普通 · 当座
  - (3) 口座番号
  - (4) 口座名義人